

お年寄りの医療制度が変わります

後期高齢者医療制度がスタート

75歳以上の方は現在、国民健康保険や被保険者保険などの医療保険制度に加入しながら、老人保健制度で医療を受けていますが、平成20年4月からは新しく創設される「後期高齢者医療制度」に移ることになります。

新しい制度の目的はなに？

老人医療費を中心に国民医療費が増大するなか、国民皆保険を維持し、医療保険制度を将来にわたり維持可能なものとするため、高齢化社会に対応した仕組みとして、高齢者世代と現役世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい独立した医療制度を創設するものです。これまでの老人保健制度に替わり、新しく創設される後期高齢者医療制度は、平成20年4月から運営が始まります。

対象者（被保険者）はだれ？

75歳以上の方。一定のしゅうがいのある65歳〜75歳未満の方

制度を運営するのはどこ？

制度は、道内全180市町村が加入する北海道後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、各市町村は保険料徴収や窓口業務（申請・届出の受付等）を行います。

それぞれの主な業務

北海道後期高齢者医療広域連合	各市町村
◆ 被保険者の資格管理	◆ 資格管理に関する申請・届出の受付
◆ 被保険者証等の発行	◆ 被保険者証等の引き渡し
◆ 保険料の決定・賦課	◆ 保険料の徴収
◆ 医療給付に関する審査・支払い	◆ 医療給付に関する申請・届出の受付

保険料はどうなるの？

個人ごとに算定された保険料を被保険者一人ひとりが支払うこととなり、原則として年金から天引きされます。（所得の低い方は、世帯の所得水準に応じて保険料が軽減されます）また、健康保険などの被用者保険の被扶養者だった方も保険料を負担することになります。（2年間軽減される経過措置があります）

保険料率は、平成19年11月に開催予定の「北海道後期高齢者医療広域連合議合」で保険料条例を制定し、決定する予定です。

医療機関の窓口での自己負担はどうなるの？

現行の老人保健制度と同様に、1割負担（ただし現役並み所得者は3割負担）となります。

問合せ

北海道後期高齢者医療広域連合事務局
 ☎ 011-290-5601
 国保年金課 国保老保係
 ☎ 2512

メールアドレス
 kokuhon@town.abirai.g.jp

北海道は福祉のまちづくりを推進していきます



福祉のまちづくりを推進していきます

平成19年度も北海道では、「北海道福祉のまちづくり条例」に基づき、誰もが気軽にまちな出かけ、建物や道路、公園などを安心して快適に利用することができる「福祉のまちづくり」を推進していきます。詳細については、お問合せください。

◎北海道福祉のまちづくりコンクール

バリアフリー化された建物やしようがいのある方、高齢者を支援する活動等を募集します。応募対象
 飲食店、スーパー、ホテル、病院などの公共的施設で平成17年4月1日から平成19年7月6日までに完成したものの、しようがいのある方、高齢者の自立・社会参加を支援する活動。

募集期間 7月6日（金）まで（当日消印有効）

◎福祉環境アドバイザー派遣事業

建物のバリアフリー整備や

人材の養成などのまちづくり、福祉に対する関心を高める授業の専門家派遣します！
 建築物の整備、福祉を担う人材の養成、福祉に関する教育の推進等に係る相談等に対して、アドバイザーを派遣し、専門的な指導・助言等を行います。アドバイザーの派遣に係る費用は、北海道が負担します。

◎北海道福祉のまちづくり資金貸付制度

建物のバリアフリー整備に低利で融資します！
 ・ 公共的な施設を新築・増改築する民間事業者の方に低利で融資します。

融資金額

1億円以内（新築は工事費の70%以内、一部改修は整備に要する工事費）

問合せ・応募先

北海道保健福祉部福祉局福祉援護課福祉基盤グループ
 札幌市中央区北3条西6丁目

☎ 011-231-4111